

介護支援センター遊心苑運営規程

介護支援センター遊心苑

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人遊心苑が開設する遊心苑指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援〔指定介護予防支援(介護予防支援事業者から委託を受けたものをいう。以下同じ。)〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を行うために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態（介護予防支援にあつては要支援状態、事業対象者状態）にある高齢者に対して、常に適切な指定居宅介護支援（指定介護予防支援）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

事業所の介護支援専門員は、要介護者（介護予防支援にあつては要支援者、事業対象者）が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように努めるものとする。

2. 事業の提供にあつては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて公正中立に行うものとする。
3. 事業の運営にあつては、関係市町村・地域包括支援センター・老人介護支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護支援センター遊心苑
- 二 所在地 秋田市添川字境内川原196番地1

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤 主任介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 3名以上（うち1名は管理者兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供にあたる。利用者の数が39名またはその端数を増すごとに介護支援専門員を1名配置する。

(営業日および営業時間)

第5条

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める日および12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
上記以外は、携帯電話にて対応する。
080-6043-4675

(居宅介護支援〔介護予防支援〕の提供方法および内容)

第6条

指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕事業の提供に際し、あらかじめ利用者またはその家族等に対して、サービスの提供方法や内容および手続きなどの説明を行い、同意を得るものとする。

2. 事業所は、以下に定める事業を地域に積極的に出向きまたは事業所において行うものとする。
 - 一 居宅（介護予防）サービス計画の作成
 - 二 指定居宅（指定介護予防）サービス事業者との連絡調整
 - 三 介護保険施設への紹介
 - 四 要介護認定（要支援認定）の申請等に係る援助
 - 五 その他事業所において介護に関する相談に応じ、必要な指導助言を行う
3. 居宅（介護予防）サービス計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、利用者が抱えている問題点と解決すべき課題を把握し、利用者およびその家族の希望並びに把握された課題に基づき居宅（介護予防）サービス計画の原案を作成するとともに、事業所内においてサービス担当者会議を開催し、または担当者に対する照会等を行い、当該居宅（介護予防）サービス計画の原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
4. 使用する課題分析表は、包括的自立支援プログラム方式とする。
5. 居宅（介護予防）サービス計画の作成後においても、利用者およびその家族、指定居宅（指定介護予防）サービス従業者との連絡調整を継続的に行うことにより、必要に応じて居宅（介護予防）サービス計画の変更等を行うものとする。

(利用料)

第7条

指定居宅介護支援（指定介護予防支援）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援（指定介護予防支援）が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援（指定介護予防支援）に要し

た交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所から片道概ね5キロメートル以上の場合500円とする。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に説明した上で同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、秋田市の中央地域および東部地域とする。

*秋田市の中央地域および東部地域とは、それぞれ次の各小学校学区を含む地域とする。

中央地域——旭北、旭南、川尻、中通、保戸野、八橋、寺内、泉

東部地域——明德、旭川、太平、山谷、下北手、広面、東、桜

(秘密の保持)

第9条

従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を、在職期間中はもとより離職後においても保持するものとする。

2. サービス担当者会議等において、利用者に関する個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止等)

第10条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2. 事業所は、サービス提供中に、従業員および養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第11条

事業所は、提供した指定居宅介護支援（指定介護予防支援）に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

る。

(事故発生時の対応)

第12条

事業所は、利用者に対する居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録するものとする。
3. 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(記録の整備)

第14条

事業所は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2. 居宅介護（指定介護予防）サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人遊心苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成17年	4月	1日	改訂
平成17年	7月	1日	改訂
平成17年	10月	1日	改訂
平成18年	11月	1日	改訂
平成19年	2月	1日	改訂
平成24年	4月	1日	改訂
平成30年	8月	1日	改訂
平成31年	4月	1日	改訂
令和 2年	4月	1日	改訂
令和 5年	1月	1日	改訂
令和 5年	11月	1日	改訂